

臨床発達心理士有資格者によるハラスメントについて(報告)

昨年、日本臨床発達心理士会倫理相談委員会に対して、会員相互間におけるハラスメント問題についての相談申立があり、同委員会が調査を開始し、事実の確認、関係者への事情聴取等の調査が行われました。調査終了後、懲戒処分決定前に調査対象者(被申立人)から本機構に対して、臨床発達心理士資格の返上の申出がなされました。

これにより、被申立人が倫理懲戒規程の対象外となったため、懲戒処分は行われませんでした。本機構としては、調査内容を踏まえ、これ以降、被申立人に対して、臨床発達心理士としての一切の活動、並びに「臨床発達心理士」の名称を使用した一切の活動を停止することを通知しました。

また、社員総会においては、上記相談申立人の臨床発達心理士としての活動や研修参加に支障を来すことのないよう配慮すべく、一般社団法人 臨床発達心理士認定運営機構、並びに日本臨床発達心理士会及び支部が、主催、共催、後援などで関わる研修会、講演会等において被申立人の企画・登壇等一切の関わりを認めないことが、決議されました。

この一連の過程で、会員、並びに関係者の皆様に対しては、臨床発達心理士資格の社会的信頼に関する不安や失望の念を懐かせたことをお詫びします。本機構は今後、倫理綱領、倫理懲戒規程などを周知徹底し、倫理に関わる研修の質と機会を一層充実させていく所存です。

なお、プライバシー保護、基本的人権尊重の観点から、本件に関する情報は本ホームページで公開した情報に限らせていただきますので、本件に関する一切のご意見やご質問などへの個別の回答は控えさせていただくことをご理解下さい。

2015年2月28日

一般社団法人 臨床発達心理士認定運営機構
代表理事 秦野悦子